

核物質防護に関する不適合情報

2026年5月11日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 4件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	当社が社内マニュアルで定めている核物質防護教育の一部(2024年度分)について、対象者の一部が2024年度内に教育を実施できず、2025年度の実施となった。 原因は、組織編成を変更した際、引き継ぎ不足により教育の担当者が不明確となったこと、教育実績の確認が不十分だったこと。 再発防止策として、業務分担表にて担当者を明示し、第4四半期に毎月教育・訓練の実績を確認することとした。	2025/5/16	
2	監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、当該カメラを設置した際に電源構成が共有されていなかったため、他の設備の電源停止時に、当該カメラの電源も停止した。 対策として、電源構成を書類(作業指示書)に記載するとともに、作業手順を見直すよう、関係者へ注意喚起を実施した。 なお、監視機能は維持されていた。	2025/12/18	
3	原子力規制庁より、防護区域・周辺防護区域の臨時出入許可にかかる一部申請書類に記載漏れがあるとの指摘を受けた。 調査の結果、申請書類の記載方法が明確でなかったため、申請書類受付時の運用を見直し、統一化するとともに、関係者へ再教育を実施した。 なお、当該箇所の記載漏れについては、他の記載箇所により補完することが出来ていたため、運用上の影響はなかった。	2026/3/12	
4	周辺防護区域境界の車両点検で、警備員が座席下部に未許可の工具(バール)が積載されていることを発見した。 原因として、当該車両はレンタカーであったため、運転していた協力企業作業員は、当該工具が積載されていることを認識していなかった。また警備員は、当該工具が積載されていた場所が狭隘部であったことから、発電所正門での車両点検時に積載を発見できなかった。 対策として、警備員に対して、積載物が見えにくい車両の点検方法の周知を行った。 また、所員および協力企業に対して、レンタカー借用時の事前点検を実施するよう周知した。 なお、持ち込まれた物品は速やかに構外へ搬出し、不正使用など防護措置への影響はなかった。	2026/3/17	

- 4. 公表区分その他 0件

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。